

③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する

火災を未然に防ぐため、安全暖房器具・調理器具や、燃えにくいカーテンなどの防炎物品及び寝具などの防炎製品の使用も有効です。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

放火を除く、建物火災による死者の大半が高齢者、乳幼児などで占められています。お年寄りや子どもたちのような災害弱者は、1階のすぐ戸外に避難できる場所に寝室をとり、整理整頓にも注意しましょう。

※普通救命講習
受講者随時受付中
(毎月第2日曜日実施)

■問い合わせ

火事・救急は 119番
火災などの問い合わせは

☎893-3800
仁淀消防組合消防署

☎893-3221
吾北分署

☎867-2812
日高分署

☎0889-245411

お知らせ
国民年金だより

▼納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、平成28年1月1日から平成28年9月30日までの間に国民年金保険料を納付

された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめた国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

■問い合わせ

高知西年金事務所
☎875-1717

お知らせ
平成28年度臨時福祉給付金などについて

消費税増税に伴い、所得が少ない方への影響を緩和するため、また「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方への支援のため、臨時的な措置として「平成28年度臨時福祉給付金」及び「障害・遺族年金受給者向け給付金」が支給され

ることとなり、町では申請の受付を開始しています。

支給対象となる可能性のある方には、9月中旬に申請書などを送付しています。申請期限は、1月31日(火)です。

支給対象となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、申請書に必要書類を添えて、申請期限までにお忘れなく提出をお願いします。

また、申請書に不備がある場合は不備のお知らせをしております。不備のままにしておくと、支給されませんので、不備のお知らせが届きましたら、内容を必ず確認してください。

支給対象となる可能性のある方で、申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ

ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)
☎893-3818
吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300
本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

振り込め詐欺に

ご注意ください!!

給付金に絡む詐欺被害が懸念されています。給付金事業の実施に際し、

●町職員から電話によるATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●町や厚生労働省などが給付金を支給するために、手数料の振込みを求めることなどは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

